

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会の開催について

平成26年8月5日
公正取引委員会

我が国において、公的再生支援が様々な政策目的を達成するために行われている中、これら支援による関連する市場の競争への影響を最小限のものとする事が重要であるとの認識の下、競争政策の観点から必要な検討を行うことを目的として、内閣府特命担当大臣が有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」を別添のとおり開催することとなりました。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課
電話 03-3581-5483 (直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会の開催について

平成 26 年 8 月 5 日
内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

我が国において、公的再生支援が様々な政策目的を達成するために行われている中、これら支援による関連する市場の競争への影響を最小限のものとすることが重要であるとの認識の下、競争政策の観点から必要な検討を行うことを目的として、内閣府特命担当大臣が、有識者からなる「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識
- (2) 公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応
- (3) 公的再生支援の適切さを確保するための枠組み
- (4) その他

3 構成員

- (1) 研究会は、別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 内閣府特命担当大臣は、有識者の中から研究会の座長を依頼する。
- (3) 研究会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 議事の公表

座長は、研究会の終了後、速やかに、当該研究会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間を経過した後に、当該研究会の議事録を作成し、これを公表する。

5 庶務

研究会の庶務は、公正取引委員会事務局経済取引局調整課において処理する。

6 その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

あおやぎ ゆか
青柳 由香

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

うえむら たつお
上村 達男

早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授

おおやま やすし
大山 泰

株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼
経済部編集委員兼解説委員

きしい だいたろう
岸井 大太郎

法政大学法学部教授

くにや しろう
国谷 史朗

大江橋法律事務所代表社員（弁護士）

しらいし ただし
白石 忠志

東京大学大学院法学政治学研究科教授

とやま かずひこ
富山 和彦

株式会社経営共創基盤代表取締役CEO

まつむら としひろ
松村 敏弘

東京大学社会科学研究所教授

[五十音順, 敬称略, 役職は平成26年8月5日現在]